四日市市農地法関係手数料条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第23号

四日市市農地法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき本市が徴収する農地法(昭和27年法律第229号)の規定により行う事務についての手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

- 第2条 手数料を徴収する事務の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 農地法第52条の2に規定する農地台帳に記録されている事項のうち、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第104条第2項第1号に規定する公表すべき事項を記載した書面の閲覧 土地1筆につき 200円
 - (2) 農地法第52条の2に規定する農地台帳に記録されている事項のうち、農地法施行規則第104条第2項第2号に規定する公表すべき事項を記載した書面の交付 土地1筆につき 200円

(手数料の徴収時期等)

- 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際 又は当該申請に係る書類の閲覧若しくは交付の際に、申請者から現金又は定額小為 替証書でこれを徴収する。
- 2 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、農業委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 前条第1号に規定する事務についての申請があった際に、当該申請の農地と同一の農地につき同条第2号に規定する事務についての申請があったときは、同条第2号に掲げる手数料は徴収しない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(農業委員会事務局)